

○出資金の減額に関する取扱要領

平成 23 年 3 月 30 日会計第 3905 号

出資金の減額に関する取扱要領（以下「要領」という。）を次のように定める。

出資金の減額に関する取扱要領

（目的）

第 1 条 本要領は、大阪府財務諸表作成基準（平成 23 年会計第 3894 号。以下「作成基準」という。）第 15 条第 8 号ア（ア）に規定する法人等出資金（以下「出資金」という。）の減額の取扱いに関し必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この要領の用語の意義は、作成基準の定めるところによる。

（評価の主体）

第 3 条 出資金の評価主体は、対象となる出資金を計上する財務諸表の作成者である所属長とする。

2 前項に規定する所属長は、作成基準第 7 条第 2 項に規定する決算整理手続において、出資金の減額の要否を判断するとともに、その概要を会計局長に報告しなければならない。

（評価差額の計上）

第 4 条 評価差額（減額前の出資金の資産価額と減額後の出資金の資産価額との差額をいう。）が発生した場合は、出資金から減額するとともに、作成基準第 21 条第 6 号カに規定する行政コスト計算書のその他特別費用に計上する。

（取引所の相場のある出資金の取扱）

第 5 条 作成基準第 15 条第 8 号ア（ア）に規定する「取引所の相場のあるものについて、時価が著しく下落したとき」とは、有価証券の時価が資産価額に比べて 50%以上下落した場合をいう。

2 作成基準第 15 条第 8 号ア（ア）に規定する「回復の見込みがあると認められる場合」とは、時価の下落が一時的なものであり、財務諸表の作成基準日後おおむね 1 年以内に時価が資産価額にほぼ近い水準まで回復する見込みのあることが明確に予測できる場合をいう。

（取引所の相場のない出資金の取扱）

第 6 条 作成基準第 15 条第 8 号ア（ア）に規定する「取引所の相場のないものについては、発行会社等の財政状況の悪化により実質価額が著しく低下したとき」とは、直近の財務諸表により算定した有価証券又は出資による権利の実質価額（原則として資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した金額）が資産価額に比べて 50%以上低下した場合をいう。

2 前項の実質価額の算定は次の方法により行うものとする。なお、算定した金額がマイナスの場合、実質価額は 0 円とする。

（1）有価証券

実質価額 = 1 株当たりの純資産額 × 保有株式数 ※円未満切り捨て

1 株当たりの純資産額 = $\frac{\text{当該法人の純資産額}}{\text{当該法人の発行済株式総数}}$ ※円未満切り捨て

（2）出資による権利

実質価額 = 当該法人等の純資産額 × 出資割合 ※円未満切り捨て

出資割合 = $\frac{\text{大阪府の出資額}}{\text{総出資額}}$ ※小数点以下第 5 位を切り上げ

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当するときは、相当の減額をしないことができる。

(1) 出資金の実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合

(2) インフラ投資等により当該法人の開業当初に発生した累積損失が、当該法人が策定した事業計画等において将来的に解消されることが合理的に見込まれる場合

(注記の表示)

第7条 出資金の減額を行った場合は、その概要を作成基準第31条第4号に規定する追加情報として注記するものとする。

(細則)

第8条 この要領に定めるもののほか出資金の減額の取扱に関し必要な事項は、会計局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。